様式第30号(第11条関係)

浅口市告示第１３６号

公　　告

次の書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明なので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、公告の書類は、生活環境部税務課で保管しているので、申し出てくだされば交付します。

浅口市長　　栗　山　康　彦　印

浅口市印之長

令和８年１１月２日

送達すべき書類	年度 期別	氏名・名称	備考
地方税法第319条の2に規定する書類	令和８ 	LE VAN CUONG	